

移動等円滑化取組計画書

2021年6月 7日

住 所 千葉県山武市津辺47

事業者名 ちばフラワーバス株式会社

代表者名（役職名及び氏名）代表取締役 藤崎 英男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1)現状の課題

当社が保有する乗合バス車両に於いて、2020年度末時点のノンステップバス導入率はコスト面も影響もあり56%となっております。

2021年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響による、利用客の減に伴い、収入の大幅減少の為、設備投資等の削減を余儀なくされております。

また、高速バス車両においても、コスト面・運用面から困難であり、バリアフリー化した車両の導入がされておらず、下記のような問題が提起され検討しております。

①ノンステップバス導入

- ・車両コストが高額
- ・道路整備がバリアフリー非対応

②リフト付きバス

- ・車両コストが高額
- ・操作時間（リフト操作及び車椅子固定に約20分を要する）
- ・発着場所の制限（乗降に時間を要するため高頻度発着のバス停では使用不可）
- ・荷物室の容量（通常の約3分の2に縮小）
- ・座席の制限（車いす1台につき8席程度使用不可）

(2)今後の対応方針

- ・上記の課題を勘案し、中期経営計画の見直しを実施しバリアフリーガイドラインへの対応を推進する。
- ・全従業員が高齢者、障害者への理解度を深めるため、実務訓練及び情報共有を図ります
- ・道路整備等、バリアフリー化に向けた協議を自治体と推進してまいります。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスの代替（ノンステ→ノンステ） (事業計画等による、車両代替) (2021年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
円滑に乗降するための装置の活用	スロープ板や案内放送装置を使用し、スムーズな乗降ができるようにするとともに車椅子スペースの確保を行い役務の提供に努める

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育訓練の実施	・乗車方法についてウェブサイトなどを通じて継続的に周知を図り、乗務員の実務訓練を実施し、乗降時の支援を行う (2021年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス走行状況の案内	・利用者より走行状況の照会があった際は、速やかにご案内できる教育を継続的に実施する(2021年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・乗務員に対し、乗客の安全確保するために留意すべき事項について教育を行う。(2021年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動及び啓発活動への協力	国土交通省が実施する適正利用に係る広報啓発キャンペーン等について掲示物をバス車内や待合室等に掲出するとともに、車内案内等をしていく

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

窓口又は電話にて寄せられるお客様の声を社内共有を図り、取組の改善に活用する

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
ノンステップバス	ワンステップバスからノンステップバスへの代替導入車両数を今年度は見送ります (前年度4台)	新型コロナ感染症の影響による収支悪化の為

V 計画書の公表方法

ホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。